

東許第23007号
令和5年11月16日

原子力規制委員会 殿

神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番5号
原子燃料工業株式会社
代表取締役社長 伊藤 義章

核燃料物質の加工施設に関する使用前検査申請書に係る変更の届出

平成30年6月19日付け東許第18010号をもって申請し、平成30年7月3日付け東許第18012号、平成31年2月14日付け東許第19003号、令和3年3月18日付け東許第21003号、令和3年7月9日付け東許第21004号、令和3年12月22日付け東許第21007号、令和4年5月27日付け東許第22002号、令和5年4月5日付け東許第23001号、令和5年6月27日付け東許第23003号及び令和5年9月29日付け東許第23005号をもって変更を届け出た核燃料物質の加工施設に関する使用前検査申請書について、記載事項の一部を変更したので、核燃料物質の加工の事業に関する規則第3条の5第2項の規定に基づき、別記のとおり届出いたします。

別 記

1. 変更の内容

平成30年6月19日付け東許第18010号をもって申請し、平成30年7月3日付け東許第18012号、平成31年2月14日付け東許第19003号、令和3年3月18日付け東許第21003号、令和3年7月9日付け東許第21004号、令和3年12月22日付け東許第21007号、令和4年5月27日付け東許第22002号、令和5年4月5日付け東許第23001号、令和5年6月27日付け東許第23003号及び令和5年9月29日付け東許第23005号をもって変更を届け出た申請書別紙の記載事項について、以下のとおり変更する。

(1) 「別添1 工事工程表」について、以下のとおり変更する。

(変更前)

添付1に示す。

(変更後)

添付2に示す。

(2) 「別添2 検査事項」について、以下のとおり変更する。

(変更前)

添付3に示す。

(変更後)

添付4に示す。

2. 変更の理由

- ・使用前検査の予定及び検査事項を変更する。

以上

検査事項(2/2)(注1)

認可番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	杭検査				配筋検査		基礎検査		床検査		壁検査	コンクリート検査		建物外観検査		設備配置検査						材料検査		臨界防止検査		閉じ込め検査	作動検査
						材質	種類・径	位置・本数	支持層確認	材質	径・本数	寸法	型枠	寸法	型式	型枠	強度	材質	外観	配置	外観	配置	員数	据付	寸法	密度	材料	単一	複数	漏えい	作動	
令和2年3月13日付け原規発第2003137号	核燃料物質の貯蔵施設(注6)	加工工場燃料棒保管室	燃料棒保管棚No.1.No.2	—	改造	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	—	—	○	○*1	(注5)	—	—		
		加工工場燃料棒保管室、組立室	保管トレイ	—	変更なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	—	—	—	○	○	(注5)	—	—		
		加工工場集合体貯蔵室	集合体貯蔵棚No.1～No.7	—	改造	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	—	—	○	○*1	(注5)	—	—		
		加工工場組立室	燃料棒保管棚	—	撤去	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	○*2	—	—	—	—		
		加工工場組立室、燃料棒保管室	燃料棒保管棚の付属設備	保管トレイ	撤去	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	その他の加工施設(注6)	加工工場洗濯室	洗濯機	—	撤去	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	○*2	—	—	—	—		

(注1)規制基準に基づく加工事業変更許可に係る加工施設について、今後別途申請する設工認が認可された後、順次、本使用前検査申請書の検査事項を変更して届け出する。

(注2)地下式集合体貯蔵庫の技術基準適合確認のための配置検査は、別途設工認申請を行う加工工場の耐震工事等の新規制基準対応工事の終了後に実施する。

(注3)ディーゼル発電機の技術基準適合確認のための配置検査は、別途設工認申請を行う周辺監視区域への巻巻防護フェンスの設置工事等の新規制基準対応工事の終了後に実施する。

(注4)地下式集合体貯蔵庫の複数ユニットの臨界安全性は、臨界評価による。

(注5)当該の設備・機器は、設置場所の各設備・機器に含めて単一ユニットを構成するため、当該の設備・機器に対する複数ユニット検査は不要。

(注6)技術基準への適合確認のための核燃料物質の加工の事業に関する規則第三条の六4号に基づく加工施設の性能検査については、別途設工認申請を行うすべての新規制基準対応工事の終了後に実施する。

* 1:設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認の結果の検査で受検。

* 2:外観検査で受検。

検査事項(2/2)(注1)

認可番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	杭検査				配筋検査		基礎検査		床検査		壁検査	コンクリート検査		建物外観検査		設備配置検査						材料検査		臨界防止検査		閉じ込め検査	作動検査
						材質	種類・径	位置・本数	支持層確認	材質	径・本数	寸法	型枠	寸法	型式	型枠	強度	材質	外観	配置	外観	配置	員数	据付	寸法	密度	材料	単一	複数	漏えい	作動	
令和2年3月13日付け原規発第2003137号	核燃料物質の貯蔵施設(注6)	加工工場燃料棒保管室	燃料棒保管棚No.1.No.2	—	改造	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	—	—	○	○	(注5)	—	—		
		加工工場燃料棒保管室、組立室	保管トレイ	—	変更なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	—	—	—	○	○	(注5)	—	—		
		加工工場集合体貯蔵室	集合体貯蔵棚No.1～No.7	—	改造	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	—	—	○	○*1	(注5)	—	—		
		加工工場組立室	燃料棒保管棚	—	撤去	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	○*2	—	—	—	—		
		加工工場組立室、燃料棒保管室	燃料棒保管棚の付属設備	保管トレイ	撤去	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	その他の加工施設(注6)	加工工場洗濯室	洗濯機	—	撤去	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	○*2	—	—	—	—		

(注1)規制基準に基づく加工事業変更許可に係る加工施設について、今後別途申請する設工認が認可された後、順次、本使用前検査申請書の検査事項を変更して届け出する。

(注2)地下式集合体貯蔵庫の技術基準適合確認のための配置検査は、別途設工認申請を行う加工工場の耐震工事等の新規制基準対応工事の終了後に実施する。

(注3)ディーゼル発電機の技術基準適合確認のための配置検査は、別途設工認申請を行う周辺監視区域への巻巻防護フェンスの設置工事等の新規制基準対応工事の終了後に実施する。

(注4)地下式集合体貯蔵庫の複数ユニットの臨界安全性は、臨界評価による。

(注5)当該の設備・機器は、設置場所の各設備・機器に含めて単一ユニットを構成するため、当該の設備・機器に対する複数ユニット検査は不要。

(注6)技術基準への適合確認のための核燃料物質の加工の事業に関する規則第三条の六4号に基づく加工施設の性能検査については、別途設工認申請を行うすべての新規制基準対応工事の終了後に実施する。

* 1:設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認の結果の検査で受検。

* 2:外観検査で受検。